

令和3年第1回砂川市議会定例会

令和3年3月11日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
議案第28号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について
議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計予算
議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
 議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定
 について
 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定につ
 いて
 議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定につ
 いて
 議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定につ
 いて
 議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
 議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
 議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定につ
 いて
 議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算
 議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（12名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		高 田 浩 子 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会教育長	高橋	豊
砂川市監査委員	栗井	久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太	英樹
砂川市農業委員会会長	関尾	一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅	克己
病院事業管理者	平林	高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎	一弘
市民部長	峯田	和興
保健福祉部長	中村	一久
経済部長	福士	勇治
建設部長	近藤	恭史
建設部技監	小林	哲也
病院事務局長	朝日	紀博
病院事務局次長	山田	基彦
病院事務局審議監	渋谷	和彦
総務課長	東	正人
政策調整課長	井上	守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原	希之
------	----	----

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形	讓
--------	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎	一弘
-------------	----	----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士	勇治
-----------	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉	肇
事務局次長	川端	幸人
事務局主幹	山崎	敏彦
事務局係長	斉藤	亜希子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第15号から17号のご説明を申し上げたいと思います。

議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市長の事務部局における後期高齢者医療特別会計への職員配置及び市立病院における診療体制の充実強化に伴う職員増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数についての定めであり、第1号の市長の事務部局の職員定数について「170人」を1人増員し、「171人」に改めるものであります。その内訳であります。エ、後期高齢者医療特別会計に属する職員1人を加えるものであります。

次に、第7号の砂川市立病院の職員定数について「790人」を35人増員し、「825人」に改めるものであります。

市長の事務部局につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業として

地域の健康課題等を分析し、関係団体との情報共有及び医療専門職が通いの場での健康教育、相談を行うなど、高齢者の保健事業、国民健康保険事業及び介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施するため、職員定数を1人増員するものであります。

また、市立病院については、地域完結型医療の中心的役割を果たすため、高度急性期から回復期、在宅医療まで多様化する医療提供により職員が疲弊することなく働き続けられるよう、働き方改革を踏まえた職場環境づくりや今後新型コロナウイルス感染症の動向によっては医療従事者の確保が必要となることから、市立病院の職員定数を35人増員するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、指導主事の職務に関し相当する級の分類を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、職務についての定めであり、「職務は」の次に「、市の職員として任用される前の職務を勘案し」を加え、「（第3条の2関係）」を削り、「又は6級」を「から7級までのいずれか」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、手数料の納付方法の拡大を図るため、砂川市手数料条例等の一部を改正しようとするものであります。

ご説明の前に若干補足させていただきますと、現在現金での取扱いとなっております住民票などの証明書を発行する市民生活課や総合体育館、海洋センターの窓口収納業務に電子マネーやQRコードなどでも支払いができるキャッシュレス決済を導入するため、改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は砂川市手数料条例の一部改正であります。

第3条は、手数料の徴収の定めであり、第1項本文中「現金でこれを」を削るものであります。

次に、第2条は砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

第10条は、手数料の額等の定めであり、第2項中「現金でこれを」を削るものであります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第18号、第19号、第21号及び第28号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。北光学童保育所に係る委託を廃止するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページを御覧願います。砂川市学童保育条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第6条は、保育料の定めであり、第1項及び第2項中「砂川学童保育所、豊沼学童保育所及び中央学童保育所の」を削り、同条第3項中「砂川学童保育所、豊沼学童保育所及び中央学童保育所の」を削り、「日額」の前に読点を付すものであります。

第7条は、委託の定めであり、委託による運営が空知太学童保育所のみとなることから、条文を整理し、次のように改めるものであります。第1項、市長は、空知太学童保育所の運営を、市長が適当と認めた団体に委託する。この場合において、前条の規定は、適用しない。

第2項、前項の委託には、設備及び物品の管理並びに災害防止に関することを含むものとするものであります。

第8条は、委任の定めであり、「市長が別に」を「規則で」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。障害児通所支援事業として保育所等訪問支援を行うとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページを御覧願います。砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例であ

りますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条は、事業の内容の定めであり、同条中「次」を「次に掲げる日常生活及び集団生活への適応訓練等」に改め、同条第1号中「及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを事業として行う障害児に対する日常生活及び集団生活への適応訓練等」を「、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援」に改めるものであります。

第8条は、利用者負担の定めであり、同条中「及び放課後等デイサービス」を「、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法第129条第3項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業運営期間に係る新たな保険料額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。初めに改正の概要についてご説明申し上げます。介護保険制度は平成12年4月にスタートし、65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、現行は第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間の保険料を年額で定めております。現行の保険料は第1段階から第9段階まで9段階に区分されており、改正後につきましても引き続き国の標準段階に合わせて9段階とするものであります。なお、令和3年度から令和5年度までの第5段階の保険料基準額は、現行の年額5万5,200円を4,800円上乗せし、6万円とし、月額では4,600円に400円上乗せし、5,000円とさせていただきたいと存じます。

改正の内容につきましては、5ページ、議案第21号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条全文を改正することから、右の欄の改正後でご説明申し上げます。第4条は、保険料率の定めであり、第1項として、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とするものであります。

第1号の区分は、第1段階であり、改正後は3万円とするもので、対象者は生活保護受給者の方、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者の方及び市民税非課税世帯で合計所得

金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方であり、保険料率は0.5であります。ただし、この第1段階、第2号の区分の第2段階及び第3号の区分の第3段階は、消費税を活用した国の低所得者層に対する軽減強化が適用されますが、こちらにつきましては後ほどご説明申し上げます。

第2号の区分は、第2段階であり、改正後は4万5,000円とするもので、対象者は市民税非課税世帯で合計所得金額、課税年金収入額の合計額が120万円以下の方で、保険料率は0.75であります。

第3号の区分は、第3段階であり、改正後は4万5,000円とするもので、対象者は市民税非課税世帯の第2段階に該当しない方で、保険料率は0.75であります。

ここで国の低所得者層に対する軽減強化に係る適用についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。改正後の中段、第2項は、第1段階の軽減強化の定めであり、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず1万8,000円とするもので、先ほど第1段階の保険料額を3万円と申しましたが、これを1万8,000円とするものであります。なお、保険料率は0.3となります。

第3項は、第2段階の軽減強化の定めであり、前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,000円」とあるのは、「3万円」と読み替えるものとするもので、先ほど第2段階の保険料額を4万5,000円と申しましたが、これを3万円とするものであります。なお、保険料率は0.5となります。

第4項は、第3段階の軽減強化の定めであり、第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,000円」とあるのは、「4万2,000円」と読み替えるものとするもので、先ほど第3段階の保険料額を4万5,000円と申しましたが、これを4万2,000円とするものであります。なお、保険料率は0.7となります。

5ページにお戻り願います。第4号の区分は、第4段階であり、改正後は5万4,000円とするもので、対象者は本人が市民税非課税で世帯の中に課税者がいる方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、保険料率は0.9であります。

第5号の区分は、第5段階であり、改正後は6万円とするもので、対象者は本人が市民税非課税で世帯の中に課税者がいる方で第4段階に該当しない方で、保険料率は1.0であり、基準となる部分であります。

第6号の区分は、第6段階であり、改正後は7万2,000円とするもので、対象者は本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方で、保険料率は1.2であります。

第7号の区分は、第7段階であり、改正後は7万8,000円とするもので、対象者は本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方で、保険料率は1.3であります。

6ページをお開き願います。第8号の区分は、第8段階であり、改正後は9万円とするもので、対象者は本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方で、保険料率は1.5であります。

第9号の区分は、第9段階であり、改正後は10万2,000円とするもので、対象者は本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上の方であり、保険料率は1.7であります。

また、保険料率を定める根拠法令は介護保険法施行令第38条または第39条であり、第38条は国の標準料率を用いて設定する場合、第39条は国の標準料率を基に自治体独自の料率を設定する場合であり、本市の第5期から第7期までの計画期間中は第39条を根拠とし、低所得者に配慮した独自の保険料率を設定しておりましたが、今般国の標準料率を用いても消費税の引上げを財源とする公費投入により低所得者に配慮された保険料率となることから、根拠法令についても改めようとするものであります。

第6条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の定めであり、この改正につきましても保険料の算定基準を令第39条から令第38条に改めるものであり、第3項中、現行「令第39条第1項第1号イ」を改正後は「令第38条第1項第1号イ」に、現行「ロ及びニ」を改正後は「ロ若しくはニ」に、現行「第7号ロ、第8号ロまたは第9号ロ」を改正後は「第7号ロまたは第8号ロ」に、現行「令第39条第1項第1号から第9号まで」を改正後は「令第38条第1項第1号から第8号まで」に改めるものであります。

7ページをお開き願います。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、改正後の第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市老人憩の家条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

施設は、市内5か所の老人憩の家であり、1、管理を行わせる施設の名称及び所在地と2、指定管理者の名称について併せてご説明申し上げます。1か所目は、砂川市空知太老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東2条4丁目1番36号、指定管理者は砂川市空

知太老人憩の家運営委員会であります。2か所目は、砂川市石山老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東3条2丁目10番5号、指定管理者は砂川市石山団地町内会であります。3か所目は、砂川市北光老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条北16丁目1番10号、指定管理者は砂川市北光団地町内会であります。4か所目は、砂川市南吉野老人憩の家であり、所在地は砂川市吉野2条南6丁目3番9号、指定管理者は砂川市南吉野町内会長連絡協議会であります。5か所目は、砂川市宮川老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条南10丁目2番5号、指定管理者は砂川市宮川老人憩の家運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

指定の理由であります。各老人憩の家につきましては、町内会等が指定管理者として管理運営体制が維持されており、高齢者及び地域住民の福祉の向上が図られることから、その実績により、継続して当該町内会等を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から議案第24号から第26号までについてご説明申し上げます。

初めに、議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北地区コミュニティセンターで、所在地は砂川市空知太西4条4丁目107番地2であります。

2、指定管理者の名称は、そらっぶセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターについては、そらっぶセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により、継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市東地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市東地区コミュニティセンターで、

所在地は砂川市焼山173番地4であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。指定の理由であります。砂川市東地区コミュニティセンターについては、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により、継続して当該協議会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市南地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市南地区コミュニティセンターで、所在地は砂川市東5条南11丁目3番5号であります。

2、指定管理者の名称は、南地区コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。指定の理由であります。砂川市南地区コミュニティセンターについては、南地区コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により、継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君（登壇） 私から議案第27号及び議案第29号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市オートスポーツランド条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、オートスポーツランドスナガワであり、所在地は砂川市オアシスであります。

2、指定管理者の名称は、株式会社邦明商事であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。指定の理由であります。オートスポーツランドスナガワにつきましては、株式会社邦

明商事が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により、継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北吉野コミュニティセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北吉野コミュニティセンターであり、所在地は砂川市北吉野町299番地2であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市北吉野コミュニティセンター管理運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北吉野コミュニティセンターにつきましては、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により、継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131億1,000万円と定めるものであります。この予算は、令和2年度予算と比較いたしますと27億1,000万円の減となり、対前年比で17.1%の減となったところでございます。

第2条は、債務負担行為であります。9ページ、第2表、債務負担行為に記載のとおり、土地開発公社用地買収（3年度分）について期間を令和3年度から令和9年度まで、限度額を3億6,470万9,000円と定めるものであります。

第3条は、地方債であります。10ページ、第3表、地方債に記載のとおり、公共事業等債以下9件について限度額の合計を12億3,160万円と定めるものであります。

第4条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の30ページに令和3年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿ってご説明してまいります。歳出から説明いたしますので、34ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としているところがございます。説明資料につきましては予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明してまいります。

1 款議会費は9,381万9,000円で、前年度と比較して759万1,000円の減となります。

1 目議会費、一つ丸、議会の運営に要する経費でインターネット中継機器等整備委託料78万6,000円は、新庁舎においてインターネット中継を行うため、中継機器等導入業務を委託するものであります。

2 款総務費は11億7,594万2,000円で、前年度と比較して28億8,321万7,000円の減となります。

1 目一般管理費の一つ丸、職員研修に要する経費で講師謝礼66万円は、職員研修を外部講師により実施するための講師謝礼であります。同じく二重丸、市史編さんに要する経費727万8,000円は、平成元年度以降の出来事を取りまとめ、平成の市史を編さんするために編さん事業を委託する債務負担行為5年目の委託料及び市史編さん委員会委員の委員報酬などであります。

2 目文書広報費の一つ丸、広報業務に要する経費でSNS情報発信使用料92万4,000円は、SNSを活用した発信力強化のため、公式ラインアカウントを取得し、セグメント発信を実施しているところであり、その1年間の使用料であります。

5 目財産管理費の一つ丸、庁舎の維持管理に要する経費で地中熱ヒートポンプデータ収集委託料50万6,000円は、新庁舎に設置されたヒートポンプのデータを収集し、解析して環境省に報告する年間運転省エネ効果を測定するものであり、保守点検等委託料290万9,000円は新庁舎における各種保守点検の委託料であります。同じく一つ丸、車両センターの管理に要する経費でトイレ改修工事費477万1,000円は、水洗化に伴う工事費であります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費807万3,000円は、老朽化しているライトバンの更新と新庁舎敷地駐車場等の除排雪用ホイールローダーの購入費であります。

8 目交通安全推進費の一つ丸、バス待合所の管理に要する経費で旧焼山線バス待合所撤去工事費607万2,000円は、旧焼山線のバス利用者のため設置していたバス待合所6か所を撤去するものであります。

10目市民生活推進費の一つ丸、公害対策に要する経費で備品購入費18万2,000円は、自動車騒音常時監視委託業務の際に利用している地図データを最新情報に更新するものであります。同じく一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費で修繕料17万6,000円、同じく一つ丸、南地区コミュニティセンターの管理に要する経費で修繕料25万円、同じく一つ丸、東地区コミュニティセンターの管理に要する経費で修繕料32万3,000円は、それぞれトイレに温水洗浄便座を設置するものであります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で備品購入費1,136万6,000円は、納税通知書など各帳票を印刷するモノクロ連続紙レーザープリンター、帳票を裁断するリタッチャー及びはがきを圧着するシーラーが購入後10年を経過し、保守が難しくなってきたため、機器一式を更新するものであります。

13目まちづくり推進費の二重丸、駅前地区整備に要する経費2,415万1,000円は、にぎわいと魅力を生むまちの居場所をコンセプトに施設内容について基本計画を策定したことから、施設整備に向けた基本設計、測量調査及び地質調査委託を実施するものであります。

15目庁舎建設事業費の二重丸、庁舎建設事業費5億5,441万円は、新庁舎の本体工事が令和3年3月末に終了し、5月移転に向け、引き続き機能移転等支援業務委託、電気設備関連工事として電話設備、同防災設備等の移設工事及び木製建具工事、ネットワーク配線工事などを実施するほか、引っ越し業務委託費であります。また、移転に伴う什器備品購入のほか、移転後に旧庁舎の不用物を廃棄する旧庁舎内廃棄物処理委託及び旧庁舎解体工事を行うものであります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費でナンバープレート作製委託料4万4,000円は、残数が少なくなった原動機付自転車第2種、甲と小型特殊自動車の農耕用のナンバープレートを作成するものであります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民台帳に要する経費でキャッシュレス決済手数料2万6,000円は、住民票などの証明書発行手数料のキャッシュレス決済の取扱い手数料であり、戸籍システム副本送信業務委託料26万4,000円は、戸籍法の改正により令和5年度以降マイナンバー制度に基づく情報連携を開始する予定であり、戸籍副本データを全件送信する作業が必要なため、作業委託するものであります。同じく一つ丸、個人番号カードに要する経費で備品購入費83万6,000円は、マイナンバーカードの裏面に変更事項を印字するための裏書印字システムが保守対応年数の5年を経過することから、機器の更新を行うものであります。

2目衆議院院議員選挙費の二重丸、衆議院議員選挙の執行に要する経費1,493万4,000円は、今年度を実施される衆議院議員選挙を執行する経費であります。

3款民生費21億1,941万9,000円で、前年度と比較して1億747万7,000円の増となります。

1目社会福祉総務費の一つ丸、福祉センター運営費補助金で社会福祉協議会創立70周年記念事業補助金50万円は、福祉活動の拠点であり、本市の福祉施策の推進に重要な役割を担っている砂川市社会福祉協議会が創立70周年を迎え、記念事業を実施するため、事業費の一部を支援するものであります。

2目障害者福祉総務費の一つ丸、障害者地域生活支援に要する経費で地域生活支援拠点事業運営委託料150万円は、障害者の重度化、高齢化や親亡き後に備え、障害者が地域で安心して生活できる体制を構築することを目的に、居住支援のための機能を備えた地域生活支援拠点を近隣市町との連携により整備をするものであります。

7目国民年金費の一つ丸、国民年金事務に要する経費でシステム改修委託料27万8,000円は、年金生活者支援給付金事務に係る報告金額の算出方法の変更により、国民年金システムの改修を行うものであります。

次に、35ページ、1目児童福祉総務費の一つ丸、母子父子福祉に要する経費でシステム改修委託料151万8,000円は、児童扶養手当法の一部改正により児童扶養手当の支給要件が改正されたことに伴い、児童扶養手当システムの改修を行うものであります。二重丸、結婚新生活支援事業に要する経費150万円は、結婚に伴う新生活の初期費用である住宅賃借料や引っ越し費用等を補助することで経済的負担を軽減し、将来を担う世代の結婚を支援するものであります。

3目子ども発達支援費で一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費で屋根、外壁等改修工事費2,823万7,000円は、老朽化により屋根・外壁や内装等に傷みが生じているため、大規模改修するものであり、備品購入費34万9,000円は集団療育室で使用するジョイントマットと粉末消火器を購入するものであります。同じく二重丸、保育所等訪問支援事業に要する経費42万6,000円は、子ども通園センターの指導員が保育所や幼稚園等を訪問して、心身の発達や成長に心配がある児童が集団生活への適応力を高められるよう支援する経費であります。

4目子育て支援費の一つ丸、学童保育事業に要する経費で補助指導員報酬1,636万8,000円、指導員報酬879万8,000円は、公設民営で運営してきた北光学童保育所が業務の受託が困難であるとの申出から、市が運営主体で事業を行うため、公営学童保育4か所に係る指導員の報酬であり、備品購入費32万9,000円は北光学童保育所に必要な備品の購入経費であります。同じく一つ丸、幼児教育無償化に要する経費でシステム改修委託料30万1,000円は、マイナンバー制度に関わる情報連携についてデータの標準様式が改正されることに伴い、システム改修を行うものであります。同じく二重丸、子育て世代包括支援センター事業に要する経費80万5,000円は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターを子育て相談窓口として開設し、事業を実施するための経費であります。

5目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で備品購入費138万7,000

0円は、さくら保育園の業務用冷凍冷蔵庫、各保育所へのジョイントマット、旧規格のワイヤレスマイクの更新及びその他備品の購入費であります。

4款衛生費は6億1,556万5,000円で、前年度と比較して1,152万4,000円の増となります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料77万3,000円は、地域保健健康増進法に関する報告事項の改正等に伴うシステム改修費及びロタウイルスワクチンが定期接種化されたことに伴うシステム改修を行うものであります。

2目予防費の一つ丸、生活習慣病予防に要する経費で若年者生活習慣病予防健診委託料10万3,000円は、早期からの生活習慣病予防への関心を高め、生活習慣病の発症予防、重症化予防につなげるため、中等度、高度肥満の割合が全国、全道と比較して高い小学5年生及び職場等で受診機会のない20歳から39歳までの被扶養者を対象に健康診査を実施するものであります。

3目母子保健費の二重丸、新生児聴覚検査に要する経費80万1,000円は、聴覚障害の早期発見、早期療養を図るため、新生児聴覚検査の初回検査費用の一部を公費負担するものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で修繕料1,751万円は、焼山ごみ処理場の浸出水処理施設等の老朽化が進んでいることから、浸出水放流管、放流口保全、浸出水処理施設薬品注入設備機器修繕、調整池周辺の整備、原水配管及び弁類取替え修繕、浸出水処理施設計器類機器取替えなどを行うものであります。

5款労働費は1,195万3,000円で、前年度と比較して92万4,000円の増となります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費72万8,000円は、市内企業の魅力発信を行うとともに、砂川市雇用創出協議会が主体となり、若者のキャリアデザインを推進することで雇用創出を図り、地元での就職につながる環境づくりを推進するため、新入社員向け研修会やジョブスタ事業の講師謝礼や子育て世代向け企業情報チラシの作成などの経費であります。

6款農林費は1億5,378万4,000円で、前年度と比較して2,022万1,000円の減となります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で農業経営体支援補助金500万円は、国の補助事業を受けることが困難な農業者が経営規模の拡大などに必要な機械を導入する場合に購入経費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で備品購入費250万1,000円は、ヒグマを民家に近づけないよう、ヒグマ用忌避装置の設置台数を増やすものであり、また捕獲したアライグマを処分するまで一時的に保存する冷凍庫を購入するものであります。同じく一つ丸、北吉野コミュニティセ

ンターの管理に要する経費で修繕料43万2,000円は、農産加工室内の機器類が経年劣化により修繕が必要となったものであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費1,149万円は、市内で新規就農を目指す地域外の貴重な人材を地域おこし協力隊として受け入れ、農業の担い手不足を解消するため、3年間の地域協力活動、農業研修により就農、定住、定着を図るものであり、3名分の報酬、費用弁償、建物借り上げ料等の経費であります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利施設等調査設計委託料18万7,000円は、砂川市の基幹作物であるタマネギの主産地である北光袋地地区にかん水体制を道営事業として整備するための事業実施に向けた調査設計委託料であり、道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金462万5,000円は、北海道に対する負担金であります。同じく二重丸、農業用排水路整備事業費3,303万8,000円は、東豊沼地区の農業用排水路のルート変更とともに、排水断面の改修により災害に強い農業を実現するほか、住宅地への浸水被害を低減させるための事業であります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で市有林整備委託料51万9,000円は、市有林を整備するため、令和元年に植林した箇所について下刈り等を実施するものであります。同じく二重丸、豊かな森づくり推進事業費299万5,000円は、公共造林事業による植林だけでは所有者の負担が大きいため、森林所有者の負担軽減及び造林事業の促進を図るために補助するものであります。同じく二重丸、森林経営管理に要する経費757万8,000円は、森林経営管理法に基づき森林の適切な経営や管理の確保を図るため、市が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者となるシステムを構築するため、所有者の意向を確認するとともに、経営管理が円滑に行われるよう、路網の整備を図るための経費及び森林環境譲与税を基金に積み立てるものであります。

次に、36ページ、7款商工費で1億8,384万8,000円で、前年度と比較して2,500万7,000円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費でプレミアム商品券発行事業補助金400万円は、市内における消費の喚起と地域経済の活性化を図るため、1セット5,000円につき1,000円のプレミアムとし、4,000セット発行する商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助するものであり、商店会連合会商品券発行事業補助金250万円は、砂川商店会連合会の事業である夏のトリプルチャンス抽せん会、ウインターチャンスセールにおいて発行される商品券の経費を補助するものであり、商業街路灯無電柱化工事費補助金1,236万4,000円は、国道12号の共同溝工事に伴い、工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯への電線を地中から引く工事を実施する各商店会に対し、工事費用を全額補助するものであり、中小企業事業円滑化補助金650万円は国が実施する新型コロナウイルスの感染拡大による影響のあった中小企

業者等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税の事業収入の減少幅に応じた軽減措置の適用外となる中小企業者について独自に固定資産税及び都市計画税相当額の一部もしくは全部を支援し、企業活動の円滑化を図るものであります。同じく一つ丸、商工業金融対策に要する経費で保証融資利子補給交付金（緊急対策分）309万4,000円は、コロナ禍において経営等が困難となるなど影響を受けている市内事業者に対して経営支援を実施するもので、緊急対策として運転資金の保証融資に係る利子及び保証料について全額を交付するための経費であり、融資を受けやすいよう、返済の据置期間を設けるとともに、融資額別保証期限の設定を1区分とするものであります。また、制度融資預託金（緊急対策分）1,000万円は、この緊急対策分の制度融資に必要な銀行への預託金であります。同じく二重丸、地域ブランド構築に要する経費700万9,000円は、市内の農業、商業、工業関係者がより一層一体感のあるチームとして地域資源のブランド化を図り、地域内消費の最大化、市内商工業の振興を目指すチームの中心となる人材を育成する事業であり、旅費、業務委託料などであります。

2目企業誘致費の二重丸、東京砂川会に要する経費62万円は、昨年度開催予定だった総会がコロナ禍の影響で延期となったため、本年度開催する東京砂川会総会の開催経費であります。

3目観光費の一つ丸、イベントに要する経費で納涼花火大会補助金200万円は、打ち上げ開始から50回目の節目となり、また商工会議所が創立70周年を迎えたことにより、昨年度予定していた記念事業がコロナ禍の影響で中止となったため、本年度に記念事業として規模を拡大して実施することから、増額し、補助するものであります。同じく二重丸、スイートロード事業補助金の81万2,000円は、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市外消費者の誘客を図るすながわスイートロード協議会に活動を円滑に実施するため、経費の一部を補助するものであります。同じく二重丸、忠臣蔵サミットに要する経費200万5,000円は、昨年度本市で開催予定であった参加都市持ち回りで実施されている忠臣蔵サミット義士親善友好都市交流会議が昨年度の本市の開催予定であったが、本年度に延期となったことから、実行委員会に対し、運営に要する費用をする交付するものであります。

4目活性化プラザ費の一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費で屋内遊具広場安全管理委託料113万1,000円は、屋内遊具広場開設に当たり、安全に施設を使ってもらえるよう、監視員を配置するものであります。

8款土木費は13億6,504万1,000円で、前年度と比較して2,504万4,000円の増となります。

2目道路橋梁維持費の二重丸、道路橋梁の修繕工事費1億1,808万1,000円は、1橋の橋梁修繕工事、道路1路線の舗装補修工事、2路線の排水修繕工事、5年に1度の橋梁点検委託などであります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費3億5,919万円は、記載のとおり改良舗装工事7路線、歩道改修工事1路線、歩道ロードヒーティング工事2路線、測量設計委託6件、街路灯設置等工事などであります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費1,592万円は、南5号川護岸改修工事であります。

1目都市計画総務費の一つ丸、都市計画事務に要する経費で大規模盛土造成地調査委託料1,272万6,000円は、国の調査の結果、市内に4か所の大規模盛土造成地があることが判明したことから、各地点に対する地質調査及び変動予測分析等を実施し、盛土の安全性を確認するものであり、都市計画マスタープラン等策定委託料790万9,000円は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画は総合計画に即しており、現行計画の期間は令和2年度に終了を迎え、両計画の内容を見直すため、策定業務を委託するものであります。同じく二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費567万9,000円は、高齢者や障害者をはじめとする市民が安全かつ快適に利用できるようにJR砂川駅の設備改善に向けた協議を進めるため、JR砂川駅東口整備調査委託をするとともに、JR砂川駅ホーム待合室の維持管理を行う経費であります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で公園施設長寿命化遊具修繕工事費121万円は、長寿化計画に基づき市内公園の遊具の修繕工事を行うものであり、備品購入費49万1,000円はパークゴルフ場の仮設トイレを洋式に入れ替えるものであります。同じく一つ丸、オアシスパークの管理に要する経費でふれあい広場駐車場整備工事費4,500万円は、砂川地区かわまちづくり計画に基づき、オアシスパークを官民協働により観光資源として利活用の推進を図っているところであり、北海道開発局が遊水地管理棟駐車場の拡張整備を実施することから、近接するオアシスパークふれあい広場に公園利用者のための駐車場を整備するものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で公営住宅等長寿命化計画策定委託料498万3,000円は、砂川市公営住宅等長寿命化計画が令和3年度で計画期間が終了することから、令和4年度から10か年の次期計画を策定するものであり、工事請負費1億3,673万8,000円は長寿命化等を図る北光団地屋根・外壁改善工事、住み替えに伴い用途廃止した住棟を解体する宮川団地解体工事、東町団地公園環境整備工事、寺町団地公園環境整備工事、営繕大工用詰所設置工事、団地用給油システムの耐用年限に伴う東町団地集中給油システム更新工事を行うものであります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費1,432万2,000円は、老朽化に伴い、年次計画で非常用照明を更新している宮川中央団地非常用照明LED化改修工事及び物置を改修する宮川中央団地物置屋根改修工事を行うものであります。

次に、2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費5,500万円は、定住促進とまちなか居住への誘導及び良質なストック形成、地元企業の利用促進

を目的とした高齢者の住宅の安全耐震改修工事に係る高齢者等安心住まいる住宅改修補助金、本年度から中古住宅購入後1年未満に実施する改修工事も該当させる主に改修工事に対する永く住まいる住宅改修補助金、新築、中古購入に係るまちなか住まいる等住宅促進補助金、空き家の予防を目的とする老朽住宅除却費補助金、自然エネルギーの活用の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費1,723万6,000円は、住み替えや移住、定住の促進を図る登録物件促進補助金、移住促進補助金、子育て支援や若年夫婦の住み替えを支援する同居近居促進補助金、子育て支援補助金及び本年度から実施する市内の医療機関や福祉施設等に勤務する医療、介護従事者が自ら居住するために住宅を建設、購入したものに補助する医療介護従事者移住定住促進補助金であります。

9款消費費は4億1,179万3,000円で、前年度と比較して4,068万9,000円の減となります。

10款教育費は7億6,470万2,000円で、前年度と比較して1億2,823万2,000円の減となります。

2目事務局費の一つ丸、砂川高校の支援に要する経費で被服購入補助金27万2,000円は、砂川高校への進学希望者の増加を促すことを目的とした支援事業で、夏季の熱中症をはじめとした健康被害の防止や授業に集中しやすい環境を整えるため、同校のPRも兼ねた制服に代わる清涼なポロシャツの購入を補助するものであります。同じく二重丸、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費108万7,000円は、小中学校の適正規模、適正配置の推進に伴う統合準備委員会委員報酬、小中一貫教育の導入校の視察経費等であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校舎内床ワックス塗布委託料95万4,000円は砂川小学校校舎及び中央小学校の体育館にワックス塗布を行うもの、工事請負費850万8,000円は老朽化が著しい中央小学校プールろ過機改修工事、フロアレールの変形等が生じている空知太小学校児童玄関改修工事、老朽化によりノイズが入る北光小学校電話システム改修工事を行うものであり、備品購入費321万5,000円は豊沼小学校、中央小学校のプール上屋シートの購入費などであり、楽器購入費191万8,000円は楽器購入に対する寄附金を活用し、砂川、豊沼、空知太小学校の楽器を購入するものであります。同じく二重丸、GIGAスクール整備に要する経費110万3,000円は、GIGAスクール構想を推進させるための授業目的で著作物を利用するための経費である公衆送信補償金、家庭でのオンライン学習環境の整備のためのモバイルルーターの通信費、学校ICT化を支援するため、タブレットの運用における管理方法や学習支援ソフトの操作説明、メンテナンスなどを支援するため、委託によるサポーターの配置を行うものであります。

2目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費296万4,000円は、

北光小学校の複式学級に引き続き児童の学習をサポートする支援員を配置する経費であります。同じく二重丸、学校運営協議会の運営に要する経費97万7,000円は、学校と地域が協働して子供たちの成長を支える組織である学校運営協議会を市内全小学校に設置することから、運営に必要な経費であります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で修繕料455万9,000円は、砂川中学校敷地内の南側樹木のうち、倒木等の危険性のある樹木を伐採、剪定する経費等であります。校舎内床ワックス塗布委託料40万2,000円は、砂川中学校の廊下、階段等にワックス塗布を行うものであり、砂川中学校屋体遠赤外線放射暖房機改修工事3,341万8,000円は暖房機本体を更新するものであり、楽器購入費273万円は楽器購入に対する寄附金を活用し、砂川中学校、石山中学校に楽器を購入するものであります。同じく二重丸、GIGAスクール整備に要する経費61万4,000円は、GIGAスクール構想を推進させるための小学校費と同様に公衆送信補償金、モバイルルーターの通信費、委託によるサポーターの配置を行うものであります。

2目中学校教育振興費の二重丸、教師用教科書、指導書に要する経費249万1,000円は、令和3年度から教科書の改定に伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各生徒が均一な学習を受けられるよう、教師用教科書及び教師用指導書の購入費であります。同じく一つ丸、学力向上対策に要する経費で英語検定料補助金103万5,000円は、外国語によるコミュニケーション能力の向上などが課題となっていることから、英語教育の向上を図るため、英語検定料を補助し、生徒の英語力及び学習意欲を向上させるものであります。同じく二重丸、学校運営協議会の運営に要する経費42万2,000円は、小学校と同様に市内全中学校に学校運営協議会を設置することから、運営に必要な経費であります。

1目社会教育費の一つ丸、文化財保護に要する経費で修繕料188万1,000円は、砂川市の史実を伝えるため市内に設置している史跡記念碑、標柱を経年劣化が見られることから計画的に修繕を行うものであり、記念碑1か所、標柱4か所の修繕を行うものであります。同じく一つ丸、青少年健全育成事業に要する経費で講師謝礼9万円は、プログラミング体験教室及び木育推進事業における講師への謝礼であります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で修繕料259万9,000円は、経年劣化による施設の整備等の改修費用であり、備品購入費631万5,000円は旧規格ワイヤレスマイクの更新及び事務室用パソコン、貸出し用パソコンの更新などを行うものであります。同じく二重丸、学校運営協議会の活動に要する経費140万5,000円は、小中学校において設置される学校運営協議会の活動に必要な経費であります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で修繕料117万3,000円は、教育委員会事務局の新庁舎への移動に伴う公民館施設内の案内看板等の改修及び防犯カメラ用ハードディスクの更新であります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で備品購入費38万6,000円は、図書収納用の書架、読み聞かせ用備品を購入するものであります。図書購入費577万円は、毎年度購入する図書に加え、寄附を活用し、乳幼児から青年までを対象とした図書を購入するものであります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費で備品購入費21万4,000円は、小学校プールで使用するAEDのパッドとバッテリーの交換費用であり、北海道社会人野球結成記念大会開催補助金35万円は、日本野球連盟北海道地区より結成記念大会開催の打診があり、少年野球教室や指導者講習会などの事業も行われることから、事業費の一部を補助するものであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費775万8,000円は、トレーニング機器を利用した健康体力づくりを主眼とした事業の実施や各種イベントなどを通し、地域の健康増進を推進することを目的として地域おこし協力隊2名を採用するものであります。

次に、38ページ、2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費でキャッシュレス決済手数料2万円は、使用料のキャッシュレス決済の取扱い手数料であり、備品購入費2,244万2,000円は健康増進事業に不可欠なトレーニングルームを開設し、トレーニング機器を購入し、設置するほか、管理用のその他備品の購入費であります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で修繕料62万5,000円は、体育館オープン暖房機溶接修理などを実施するものであり、キャッシュレス決済手数料4,000円は使用料のキャッシュレス決済の取扱い手数料であり、工事請負費498万3,000円は受電用高圧ケーブル改修工事、第2体育館照明LED化改修工事であり、備品購入費15万2,000円はバドミントンの支柱を購入するものであります。同じく一つ丸、弓道場の管理に要する経費で修繕料50万円は、弓道場のトイレを修繕するものであります。同じく一つ丸、市営野球場の管理に要する経費で備品購入費138万6,000円は、硬式球を使用して練習を行う際に必要なバッティングゲージ及び防球ネットを購入するものであります。同じく一つ丸、陸上競技場の管理に要する経費で修繕料34万6,000円は、倉庫のオーバースライダーシャッターが経年劣化によりゆがみがあることから、修繕するものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で工事請負費1億391万7,000円は、調理室等の高温多湿を改善するため、エアコンを改修する空調設備改修工事及び年数の経過により劣化している蒸気管改修工事であります。蒸気式攪拌装置付大型釜購入費2,250万6,000円は、経年劣化により攪拌機が故障している大型釜を更新するものであります。

11款公債費は12億3,892万6,000円で、前年度と比較して1億666万7,000円の増となります。

12款諸支出金は35億1,903万円で、前年度と比較して1億5,001万4,0

00円の増となります。増減につきましては、1目国保会計繰出金は1,637万3,000円の減であり、2目下水道会計繰出金は257万2,000円の増、3目病院会計繰出金は1億4,025万9,000円の増、4目介護保険会計繰出金は138万8,000円の増、5目後期高齢者医療会計繰出金は3,357万9,000円の増であります。

13款職員費は14億5,117万8,000円で、前年度と比較して6,570万7,000円の減となります。

1目職員費で一つ丸、職員給与に要する経費で給料で866万6,000円の増、職員手当等で362万1,000円の増、退職手当組合納付金の減などにより共済費で7,797万8,000円の減であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただきまして30ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は19億1,468万4,000円で、前年度と比較して1億1,042万円の減となりますが、主な要因につきましては個人市民税で515万4,000円の減、法人市民税で589万2,000円の減、固定資産税で評価替えによる下落及び中小事業者等への固定資産税の軽減制度の導入等により7,872万7,000円の減、市たばこ税で売上げ本数の減により1,085万5,000円の減、都市計画税で1,038万2,000円の減であります。

7款地方消費税交付金は4億4,100万円で、前年度と比較して2,900万円の減となります。

次に、31ページ、10款地方特例交付金6,888万円で、前年度と比較して5,951万3,000円の増となりますが、主な要因につきましては地方税減収補填特別交付金として固定資産税、都市計画税の軽減制度による減収を補填するものであります。

11款地方交付税は49億3,000万円で、前年度と比較して2億700万円の増となりますが、地方財政対策では前年度比8,503億円の増額が示されているところであり、新たに創設された地域デジタル社会推進費や会計年度任用職員制度の平年度化などにより増が見込まれ、基準財政需要額は1億6,439万4,000円の増額を見込み、基準財政収入額は地方消費税交付金等の減額、市税の減が見込まれることから4,260万6,000円の減を見込み、普通交付税で差引き2億700万円の増を見込んだところであります。

13款分担金及び負担金は1億6,740万9,000円で、前年度と比較して1,059万2,000円の増であり、児童福祉費負担金で子ども通園センター費負担金の増が主なものでございます。

次に、32ページ、15款国庫支出金は11億6,249万6,000円で、前年度と比較して1億8,585万5,000円の減となります。主な要因につきましては、1目

民生費国庫負担金で生活保護費3,047万5,000円の増、1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費9,955万9,000円の減、道路メンテナンス事業費2,107万5,000円の増、2目教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金事業費1,066万円の皆増、4目総務費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費1,113万5,000円の皆減、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費1億3,285万6,000円の皆減などがあります。

次に、33ページ、19款繰入金は11億5,582万1,000円で、前年度と比較して1億8,782万2,000円の増となりますが、主な要因につきましてはふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金3,853万4,000円の増、社会福祉事業振興基金繰入金3,635万4,000円の増、庁舎建設工事に充当する庁舎整備基金繰入金1億962万7,000円の増であります。

22款市債は12億3,160万円で、前年度と比較して28億2,890万円の減となりますが、主な要因につきましては2目教育債で学校教育施設等整備事業債1,710万円の皆増、3目過疎対策事業債で道路整備事業債8,710万円の増、給食センター整備事業債4,580万円の増、農業用排水路整備事業債1,350万円の減、テニスコート整備事業債1億8,920万円の皆減、消防施設整備事業債4,670万円の皆減、庁舎建設事業債6,640万円の皆減4目臨時財政対策債で1億1,810万円の増、5目緊急防災・減災事業債で3,710万円の減、6目公共施設等適正管理推進事業債で市町村役場機能緊急保全事業債27億3,120万円の減、長寿命化事業債2,100万円の増、7目緊急自然災害防止対策事業債1,700万円の減が主なものであります。

以上が歳入であります。予算書の266ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

議案第8号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私から議案第8号、第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の281ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予

算の総額は歳入歳出それぞれ20億9,741万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。306ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比2,573万4,000円の減は、北海道クラウド導入に係る経費の減によるもので、一つ丸、一般管理事務に要する経費でアンダーラインを付しております全国町・字ファイル保守委託料14万3,000円及び地方公共団体情報システム機構負担金6万3,000円は、昨年導入した国保標準システムのクラウドに必要となる全国の地名の最新情報更新等に係る保守委託料及びその利用負担金であります。

310ページをお開き願います。同じく3項1目特別対策事業費で対前年比23万8,000円の増は、一つ丸、医療費適正化対策に要する経費のアンダーラインを付しております保健事業分析ツール使用料9万3,000円で、データヘルス計画などの各種計画の保健事業のデータを分析し、評価するためのツールの使用料によるものであります。

312ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年比3,600万円の減は、令和2年度の決算見込み及び被保険者の減少等に基づき推計したことによるものであります。

314ページをお開き願います。同じく6項1目傷病手当金で対前年比39万円の皆増は、昨年度補正予算で対応した新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の経費であります。

316ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年比3,823万2,000円の増は、本年1月に北海道が行った令和3年度国保事業費納付金本算定により、全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数、所得及び医療費等の状況に応じて案分した金額で、本年度より統一保険料に向けた取組として、多額な精神病棟に係る療養給付費がある場合に市町村に交付されている特別調整交付金を北海道全体で活用することから、砂川市分4,763万5,000円を加えて納付することによる増であります。

322ページをお開き願います。6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比137万5,000円の増は、主に検査項目追加による健診委託料、事務補助員報酬の増によるものであります。

326ページをお開き願います。7款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年比26万8,000円の増は、国保基金積立金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては285ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は2億1,826万9,000円で、対前年比1,359万7,000円の減であり、主に被保険者数の減による所得割、均等割の減によるものであります。

2款道支出金は17億230万1,000円で、対前年比271万6,000円の減であり、主に保険給付費減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減、精神病棟の療養給付費多額による交付金の既得権分交付に係る保険給付費等交付金特別交付金のうち、都道府県繰入金の増によるものであります。

3款財産収入は72万円で、対前年比26万8,000円の増であり、基金運用による利子の増によるものであります。

4款繰入金は1億7,478万9,000円で、対前年比778万5,000円の減であり、保険基盤安定分など一般会計繰入金の減及び財源調整による国保基金繰入金の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の336ページから343ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の409ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億7,382万2,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。428ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比3,762万8,000円の増は、主に療養給付費分負担金の増によるものであります。

430ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比1,070万4,000円の増は、二つ丸、保健・介護一体的実施推進事業費1,029万円で、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と国民健康保険の保健事業、介護保険の地域支援事業を一体的に行う保健・介護一体的実施推進事業費の増によるものであり、昨年度より実施している事業の企画、調整等に加え、地域での個別支援、通いの場等への関与を医療専門職を配置して行うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては413ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億3,503万円で、対前年比529万1,000円の増であり、主に軽減額の減少によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は47万7,000円で、対前年比47万7,000円の皆増であり、健康診査等受診率向上特別事業実施による保健事業費補助金の増によ

るものであります。

3款繰入金は4億2,626万5,000円で、対前年比3,357万9,000円の増であり、一般会計繰入金のうち、療養給付費分繰入金の増によるものであります。

5款諸収入は1,204万9,000円で、対前年比900万7,000円の増は保健・介護一体的実施推進事業実施に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の438ページから443ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の345ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億677万2,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。372ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比467万9,000円の減は、前年度に予算計上した第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に要する経費495万9,000円の減が主なものであります。

378ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比6,509万2,000円の増は、特定施設入居者生活介護の前年度利用実績に基づくものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で対前年比2,085万1,000円の減は、認知症対応型通所介護の前年度利用実績に基づくものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年比5,738万3,000円の減は、介護療養型医療施設の前年度利用実績に基づくものであります。

392ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項2目介護予防ケアマネジメント事業費でアンダーラインを付しております介護予防ケアマネジメント事業費負担金788万6,000円は、地域包括支援センターが行う要支援者等に対する総合事業のケアプラン作成等の経費について請求事務の効率化を図るため、令和3年度より給付費と同様に審査支払い事務を国保連合会へ委託することに伴う負担金であります。

396ページをお開き願います。3項1目包括的支援事業費でアンダーラインを付しております地域包括支援センター分備品負担金245万7,000円は、本年度より地域包

括支援センターを市役所新庁舎に配置するためのデスク、ロッカーなどの備品購入に伴う一般会計への負担金であり、国、道補助金の対象となるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては351ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億3,200万円で、対前年比2,787万8,000円の増であり、保険料基準額の改定によるものであります。

2款分担金及び負担金は122万8,000円で、対前年比3万4,000円の増であり、紙おむつ利用件数の前年度利用実績に基づく増によるものであります。

3款国庫支出金4億8,630万5,000円で、対前年比20万2,000円の増は、介護保険保険者努力支援交付金などの増によるものであります。

4款支払基金交付金4億9,426万6,000円で、対前年比675万5,000円の減、5款道支出金2億8,542万円で、対前年比379万3,000円の減は、保険給付費の減に伴う負担ルール分の減によるものであります。

6款財産収入58万2,000円は、基金運用利息であります。

7款繰入金3億696万2,000円で、対前年比4,261万7,000円の減は、保険給付費の減に伴う負担ルール分の減、介護給付費準備基金繰入金の減によるものであります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の406ページ及び407ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は、処理区域面積823ヘクタール、年間有収水量141万2,000立方メートルと予定したところであります。個別排水処理施設事業は、年間有収水量2万6,842立方メートルと予定したところであります。主要な建設改良事業は、公共下水道整備事業5,718万9,000円、個別排水処理施設整備事業1,358万5,000円と予定したところであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は7億8,058万6,000円、下水道事業費用は5億4,291万5,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は8,691万2,000円、資本的支出は4億7,409万2,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,718万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額511万円、当年度分損益勘定留保資金1億8,111万3,000円及び当年度利益剰余金処分額2億95万7,000円で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで、限度額の合計を6,170万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

3ページを御覧願います。第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費3,713万3,000円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億7,567万4,000円であるとするものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち2億95万7,000円は、減債積立金として処分するものと定めるものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。初めに、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は、前年度より512万9,000円減の4億4,474万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目下水道使用料は汚水排水量の減に伴い、前年度より576万9,000円減の3億7,405万8,000円、2目雨水処理負担金は雨水処理に要する経費の増加に伴い、前年度より64万円増の7,069万円を予定したところであります。

次に、2項営業外収益は、前年度より318万1,000円減の3億3,583万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目受取利息及び配当金は前年度と同額の2,000円、2目他会計補助金は汚水処理に要する経費などの増加に伴い、前年度より388万1,000円増の1億7,567万4,000円、3目長期前受金戻入は償却資産の除却費の減に伴い、前年度より706万2,000円減の1億6,006万1,000円、4目雑収益は前年度と同額の10万1,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は、前年度より488万円減の4億8,854万4,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目管渠費は修繕費の増加などに伴い、前年度より81万1,000円増の3,065万3,000円、2目ポンプ場費は前年度より4,000円増の853万2,000円、3目流域下水道管理費は令和3年度より水量負担単価が1立方メートル当たり27円から28円に増額となったことなどによる石狩川流域下水道組合負担金の増加に伴い、前年度より221万3,000円増の6,204万9,0

00円、4目個別排水処理施設費は前年度より1万円増の1,257万8,000円を予定したところであります。

8ページをお開き願います。5目総係費は固定資産台帳更新業務委託料による増加に伴い、前年度より74万6,000円増の3,355万8,000円、6目減価償却費は無形固定資産の一部が減価償却を終了したことなどに伴い、前年度より168万1,000円減の3億4,117万4,000円を予定したところであります。

10ページをお開き願います。7目資産減耗費は、管渠工事において下水道管などの除却に係る経費であり、今年度においては支出の予定がないことから皆減であります。

次に、2項営業外費用は、前年度より391万1,000円減の5,332万1,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費は過去に借り入れた起債の償還完了と利率見直し方式で借り入れた起債の利率低下などに伴い、前年度より709万2,000円減の3,483万6,000円、2目消費税及び地方消費税は課税仕入れ控除額の減少に伴い、前年度より318万1,000円増の1,848万5,000円を予定したところであります。

次に、3項特別損失は、前年度と同額の5万円を予定したところであります。

次に、4項予備費は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

12ページをお開き願います。次に、資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債は、下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債の減に伴い、前年度より6,770万円減の6,170万円を予定したところであります。

次に、2項出資金は、企業債償還金の減に伴い、前年度より194万9,000円減の1,420万9,000円を予定したところであります。

次に、3項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の減少に伴い、前年度より3,800万円減の950万円を予定したところであります。

次に、4項分担金及び負担金は、前年度より26万3,000円減の88万3,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目分担金は下水道受益者分担金及び個別排水処理施設分担金の減に伴い、前年度より9万2,000円減の55万5,000円、2目負担金は下水道受益者負担金の減に伴い、前年度より17万1,000円減の32万8,000円を予定したところであります。

次に、5項長期貸付金収入は、1目一般貸付金収入において水洗便所改造資金貸付け件数減による元金収入の減に伴い、前年度より15万円減の62万円を予定したところであります。

14ページをお開き願います。次に、資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費は、前年度より9,000万8,000円減の8,374万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目公共下水道整備事業費は交付金事業として公共下水道事業計画変更業務委託及び下水道ストックマネジメント計画策定業務

委託、単独事業として石狩川6号幹線管渠改築工事を行うものであり、前年度より8,680万円減の5,718万9,000円、2目流域下水道整備事業費は北海道が実施する流域下水道施設の工事費等の減による流域下水道整備工事負担金の減額に伴い、前年度より328万5,000円減の1,297万4,000円、3目個別排水処理施設整備事業費は合併処理浄化槽設置工事費の増額に伴い、前年度より7万7,000円増の1,358万5,000円を予定したところであります。

次に、2項企業債償還金は、過去に借り入れた起債の償還完了などに伴い、前年度より1,536万4,000円減の3億8,934万4,000円を予定したところであります。

次に、3項長期貸付金は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

16ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、業務の予定量であり、（1）病床数は498床、（2）年間患者数は入院を13万1,625人、外来を23万3,942人とし、（3）1日平均患者数は入院を361人、外来を967人としたところであります。（4）主要な建設改良事業は、1、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は135億6,036万7,000円、病院事業費用は145億8,966万3,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は11億6,611万2,000円、資本的支出は17億4,179万4,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億7,568万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について令和3年度から令和4年度までの期間で限度額を2億4,134万円と定めるものであります。これは、現在使用している血管造影エックス線診断装置であり、平成22年に購入し、経年により交換部品の供給が終了するため、令和4年度の早い時期に稼働できるよう更新を図るものであります。なお、本装置は、発注から納品、稼働まで6か月程度を要するものであります。

第6条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を6億3,650万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

3 ページ、第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第 9 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、(1) 職員給与費 7 8 億 6, 1 3 6 万 7, 0 0 0 円、(2) 交際費 3 5 0 万円と定めるものであります。

第 1 0 条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を機械備品の透析用監視装置一式以下、記載のとおりとするものであります。

4 ページをお開き願います。収益的収入であります。1 項医業収益は 7 億 1, 1 7 8 万 5, 0 0 0 円の減額で、1 目入院収益で 4 億 8, 1 1 8 万 7, 0 0 0 円減額、1 人当たりの診療単価では 3, 2 2 7 円増の 6 万 5, 5 8 5 円、2 目外来収益で 2 億 2, 9 7 6 万 4, 0 0 0 円減額、1 人当たりの診療単価では 4 7 2 円増の 1 万 3, 9 4 8 円、3 目その他医業収益で 8 3 万 4, 0 0 0 円減額を予定したものであります。

2 項医業外収益は 1 億 3, 8 3 6 万 3, 0 0 0 円の増額で、2 目補助金で 4 5 8 万 3, 0 0 0 円の減額、6 ページをお開き願います。3 目負担金交付金で市からの繰入金 1 億 2, 3 8 3 万円増額を予定したものであります。

3 項看護専門学校収益は 4 6 8 万 9, 0 0 0 円の増額、4 項院内保育事業収益は 1 3 0 万 8, 0 0 0 円の増額を予定したものであります。

8 ページをお開き願います。5 項特別利益は 5 億 4 7 8 万 5, 0 0 0 円の減額で、2 目退職給付引当金戻入益で令和 3 年度においても引当金が一定額以上積み立てられており、一般職の普通負担金について退職手当組合への納付を要しないことから、戻入益の計上はされておられません。

1 0 ページをお開き願います。収益的支出であります。1 項医業費用は 2 億 4, 3 3 0 万 1, 0 0 0 円の減額で、1 目給与費で主に 6 節退職給付費で一般職の普通負担金について退職手当組合への納付を要しないことから 2 億 4, 1 2 3 万 5, 0 0 0 円減額、1 2 ページをお開き願います。2 目材料費で患者数の減等に伴い 9 6 3 万 7, 0 0 0 円減額、3 目経費で 1 8 5 万 5, 0 0 0 円の減額となり、1 6 ページをお開き願います。4 目減価償却費で 2, 6 0 0 万 6, 0 0 0 円の増額、5 目資産減耗費で 7 0 9 万 4, 0 0 0 円増額、6 目研究研修費で 2, 7 3 8 万 4, 0 0 0 円減額を予定したものであります。

1 8 ページをお開き願います。2 項医業外費用 1, 0 0 9 万 4, 0 0 0 円の減額は、主に 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減に伴い 7 7 6 万円減額を予定したものであります。

3 項看護専門学校費用は 6 1 9 万円の減額で、主に 1 目給与費、6 節退職給付費で一般職の普通負担金について退職手当組合への納付を要しないことから 7 8 6 万 9, 0 0 0 円減額を予定したものであります。

2 2 ページをお開き願います。4 項院内保育事業費用は 9 7 万円の増額であります。

5項特別損失においては1,545万円の増額で、24ページをお開き願います。2目修学資金返還免除費の増額によるものであります。

26ページをお開き願います。資本的収入であります。1項企業債は医療機械器具整備事業に係る借入れ予定額で2億7,100万円の増額、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で183万9,000円の増額、3項補助金は厚生労働省、総務省が進めるオンライン資格確認導入に伴うもので190万3,000円の増額、4項出資金は1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い1,203万3,000円の増額を予定したものであります。

28ページをお開き願います。資本的支出であります。1項建設改良費は1目資産購入費において透析用監視装置、重要パラメーター付多項目モニターなどの医療機械器具の整備を図るもので2億7,760万8,000円の増額、2項企業債償還金では1目元金償還金において3,861万4,000円の増額、3項投資は1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸与を行うもので294万円の減額を予定したものであります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

3月12日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思っております。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月12日は休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時53分